



## 地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する包括連携協定

鹿児島県阿久根市（以下「甲」という。）、合同会社トラストバンク阿久根（以下「乙」という。）及び株式会社トラストバンク（以下「丙」という。）は、次のとおり地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業（以下「本事業」という。）の実施により、地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの活用推進及び防災力の向上に寄与することを目的として本協定を締結する。

### （相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、相互に緊密な連絡調整を図り、本事業が適正かつ円滑に実施されるよう相互に誠意をもって協力するものとする。

### （連携の範囲）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) エネルギーの地産地消、地域の脱炭素化及び再生可能エネルギーの活用推進に関すること。
- (2) 地域内再生可能エネルギーの効率的な活用のための公共施設の設備制御に関すること。
- (3) 非常時における関係公共施設等の電力確保等の防災力向上に関すること。
- (4) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること。

### （役割分担）

第4条 本事業の実施に伴う甲、乙及び丙の役割分担については、次のとおりとする。

- (1) 甲は本事業に必要な電源や蓄電池等の乙の設備の設置場所を乙に提供する。
- (2) 初期投資費用に関する甲の負担はなく、乙が全額を担当する。
- (3) 発電設備により発生した電力は乙が自営線等を通じて甲の施設に供給し、甲は別途締結するエネルギーサービス契約と電力供給契約に基づきその電力供給を受ける。
- (4) 丙は本事業の安定的な実施に必要な資本の確保に努めるとともに、乙の業務の一部を実施する。
- (5) 上記に定めるもののほか、甲、乙及び丙の役割分担の詳細に関しては、別途協議の上、決定する。

(地域の振興等)

第5条 乙及び丙は、地域振興の観点に立って、作業員の雇用又は必要とする資材、物品等の調達については、可能な限り阿久根市民の雇用又は阿久根市内に本支店を有する事業者からの調達を優先するよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、阿久根市民や関連事業者との融和に努めるとともに、地域の振興、産業の発展に協力するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙いずれからも更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

(協定解除)

第7条 甲、乙又は丙が有効期間の中途において解除を申し出た場合には、甲、乙及び丙は協議を行うものとする。この場合において、合意が成立しないときは、甲、乙又は丙は、相手方に対して、解除しようとする日の1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

(秘密保持)

第8条 甲、乙及び丙は、相手方の事前の承諾なくして、本事業の実施により知り得た次に掲げる秘密情報を第三者に開示し、又は本協定の目的以外に使用しないものとし、本協定終了後2年間においても同様とする。

- (1) 本事業の実施に際し、甲、乙又は丙が必要又は有用であると判断し、秘密である旨を明記した文書、図面、電磁的記録その他有形な媒体により開示された情報
  - (2) 口頭、電子メール、視覚的手段その他の方法により開示された情報で、開示に際して秘密である旨が告げられ、かつ、開示後30日以内に、書面により秘密である旨を明記された情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、同項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号）に基づき甲が開示する情報（当該条例で求められる範囲に限る。）
  - (2) 次のいずれかに該当することが明らかにされた情報
    - ア 開示以前に公知であったこと。
    - イ 開示以前に自らが既に所有していたこと。
    - ウ 開示後に自らの責めによらず公知となったこと。
    - エ 自らの開発により取得したこと。
    - オ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に取得したこと。

(協議)

第9条 乙及び丙は、本協定に定める発電設備が経済情勢や不測の事態により閉鎖、事業停止又は事業廃止のおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(疑義の処理)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議の上、処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月2日

甲：鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市

阿久根市長

西平良将



乙：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

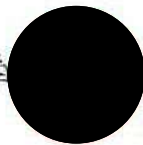
合同会社トラストバンク阿久根

代表社員

株式会社トラストバンク

職務執行者

前田 功平

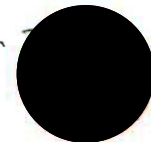


丙：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社トラストバンク

代表取締役

川村 寛



阿久根  
市長印

